

山村 行弘 Yamamura Yukihiro

弁護士。第一東京弁護士会所属
一般民事・刑事事件、知的財産、法律相談
などを手がける。

協力：萩谷雅和(萩谷法律事務所)

「罰金3万円」という看板に 法的な根拠はある？

相談者の
気持ち

個人や事業者の駐車場で「15分以上駐車すると罰金3万円」などという看板を見かけますが、無断駐車すると実際に支払わなければならないのでしょうか？

「罰金」とは、刑罰の一種であり、一定金額を国庫に納付させる財産刑です。罰金に限らず刑罰は、国家が自然人や法人に科すものなので、一般国民に罰金を設ける権限はありません。

したがって、「罰金3万円」という看板には、法的な根拠はありません。

もっとも、無断駐車は、他人の土地を勝手に占有する行為ですから、それ自体に不法行為(民法709条)が成立する可能性があります。不法行為が成立する場合、権利を侵害された人(駐車場の持ち主等)は、無断駐車をした人に対して損害賠償請求ができます。

では、この場合、看板に記載された金額を損害として請求できるのでしょうか。

この点、不法行為で認められる「損害」とは、一般的に、不法行為があった場合となかった場合との利益状態の差を金銭で表示したものと考えられています。

例えば、1時間500円の有料駐車場の1区画に1時間無断駐車された場合、この無断駐車(不法行為)がなければ、500円の利益が得られていたはずなので、この500円が損害ということになります。また、飲食店を例に考えると、無

断駐車がなければ、その区画に駐車する客が飲食できたはずなので、無断駐車時間に応じた客単価が損害になるものと考えられます。

このように、無断駐車で発生する損害額は、いずれも少額で、看板に記載されたような金額になることは考えにくいでしょう。

なお、民法420条は、「損害額の予定」を定めており、契約違反の場合の違約金額を当事者間であらかじめ定めることができるものとされています。そこで、この看板も「損害額の予定」と同じように考えることができれば、看板に記載された金額を違約金として請求できるようにも思えます。

しかし、この「損害額の予定」は、あくまで、契約当事者間の合意で定められるものですので、看板の設置者と無断駐車をした人との間に合意が成立していなければなりません。また金額が不当に高ければ、公序良俗違反にもなるでしょう。

このように、本件のような看板があったとしても、そのとおりの金額を支払わなければならない可能性は極めて低いものといえます。